

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和7年9月19日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和7年9月19日

岐阜県知事 江崎 禎英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル本巣店  
本巣市小柿字下起1056番地 外
- 2 意見の概要  
本巣市長の意見  
・深夜の騒音苦情に関する対応について  
等